

緑の募金特別公募事業
「スギ等森林の有効活用支援事業」募集規則

1 事業の目的

これまで造成されてきたスギ林からは、毎年シーズンになると、都道府県を超えて大量にスギ花粉が飛散する。スギ花粉症の発生源対策の観点からは、その飛散を防ぐための早急な取組、及びスギの森林を管理・育成するための長期的な取組の両方が求められる。

これらを踏まえ、従来型のスギに代えて無花粉・少花粉スギの植樹、及び適切な管理・育成に必要な間伐など、花粉の飛散を防ぐ取組を通じて、未来につなぐ人にやさしい森づくりを推進する。また、このことにより「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献する。

2 対象事業

花粉対策などを含む、未来につなぐ人にやさしい森づくりに貢献し、複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待される以下の活動を対象とする。

- ① 発生源対策に資する無花粉・少花粉スギの植栽及びそれに関連する作業。
- ② 発生源対策に資する森林の管理・育成及び間伐に必要な作業路の整備。
- ③ ①,②に付帯して実施される研修・イベント。

3 対象外とする事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外とする

- ① 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ② 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ③ その他「緑の募金事業」の目的からふさわしくないもの

4 事業期間

7月1日から翌年6月30日までとする。

5 応募申請者の要件

応募申請できる者は、次の(1)から(3)の要件のすべて具備している団体とする。

- (1) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
- (2) 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること
- (3) 営利を目的としない民間団体で、次の①から⑤の要件をすべて満たしていること

- ①定款、寄付行為、又はこれに準ずる規約を有すること
- ②団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること
- ③自ら経理し、監査することができる会計組織及び金融口座を有すること
- ④活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること
- ⑤反社会的勢力ではないこと

6 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

なお、既に、他の機関から補助・助成等を受けているもの、または受ける見込みのある経費は除く。

科目	区分	細分	摘要
行動費	宿泊費	ボランティアの宿泊費	○集合解散場所（集合解散場所とは、当該ボランティア活動に参加する者の主たる居住地を言う）から現地まで相当距離があり、宿泊を必要とする場合に限り計上することができる。ただし、3,000円／人・日を上限とする。なお、この場合食料費は除く。
	交通費	公的交通機関、バス・レンタカー借上料、燃料費等	○集合解散場所から現地までの交通費について合理的かつ効率的な手段、アクセスで参加人員に応じたもの ○車両等の借り上げ料並びに燃料等（集合解散場所に至る各自の交通経費は対象外とする。） ○国際協力に係る事業の場合は、集合解散場所は事業実施国内とする。
	保険料	ボランティア保険等	○当該ボランティア活動に参加する者等の保険料
	その他		○事業実施に際しての関係自治体等との企画・調整等に要する旅費
	※作業労賃・食料・飲食費は対象外		
環境整備費	地拵・整地費等	植付け準備の整地・土工等の委託費	○急傾斜、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施困難な箇所（大径木伐倒作業に係る委託経費） ○シカ柵設置等の獣害防止施設設置のうち申請団体の会員のみでは実施困難な部分の委託経費

	その他	看板等（申請団体の会員のみにては実施困難な部分に限る）	<p>○緑の募金事業のPR看板・標柱の作成・設置経費</p> <p>○ホームページの変更、チラシ制作等に係る経費（交付対象事業の普及に係るものに限る）</p>
<p>※緑の募金事業は、団体等が自主的に行う活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については安全上問題があるなど外注せざるを得ないものに限る。</p>			
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上・レンタル費、燃料費	<p>○申請事業に不可欠な機械器具、チェーンソー替刃等の消耗品や補修部品、鋸等の作業器具の購入、個人からの借上又はレンタル、機械用の燃料購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入経費はチェーンソー50,000円/台、刈払機35,000円/台以内で各2台までとする。 ・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。 ・機械・器具の購入・借上・レンタルはあくまで当該事業に係るものであり、活動方法、活動人員、活動作業量を勘案して最小限なものとする。
		安全作業用の器具・機械等の購入、借上費	○安全作業に必要な消耗品の購入、高額な機械・器具等の借上にかかる経費
<p>※次年度以降にかかる準備用品の購入は対象外</p> <p>※当該事業と関連性が少なく、かつ高額なものは対象外</p> <p>※使用頻度が低く、かつ高額なものは購入ではなくレンタル・リースで対応</p>			
	苗木等		<p>○緑の募金事業（森林の整備・緑化の推進）の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費</p> <p>○植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材</p> <p>※特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨明記</p>

	その他	看板資材等の その他資材費	○緑の募金事業のPR看板・標柱等の材料費 ○熱中症や新型コロナ等の感染症の必要最小限の 予防対策費 ※PR看板、標柱等は必要最小限のものとする。 ※イベントに際して配布するグッズや記念品等、 緑の募金交付金に相応しくないものは対象外
資材等運搬 費	運搬費	作業用資材等 の運搬経費	○資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動 に必要な最小限の額を計上（特に個人からの車両 借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的な ものであること） ○通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外 ※苗木等の購入資材の運搬経費は、現地納入を行 うなど努めて当該資材費に含めて計上
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び 宿泊料	○当該活動を行う上での専門的技術指導等（安全 指導も含む）で申請団体の会員で行うことが困難 な場合に必要な外部講師招聘にかかる経費（謝金 ・旅費・宿泊料） ※外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相 応の技術を有する者に限られる。 ※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠 を明確にしておくこと。また、申請にあたっては 人数、単価、日数、理由を明記すること
事務費	人件費	（事務費は交 付金額の20% 以内）	○事業実施に際しての企画・調整等に要する人件 費（交付金額の10%以内を上限とする。） ※通常の団体組織運営に係る経費は対象外とす る。（以下、その他の事務費にかかる経費も同様）
	事務用品費		○文房具等
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等
	通信費		○電話料、郵送料等

7 交付金の限度額

公告に定める。

8 応募方法

「緑の募金特別公募事業応募申請書（スギ等森林の有効活用支援事業）」による。
また、申請は緑の募金ホームページの公募事業申請フォームから行うこと。なお、
追加資料等を求められた場合は、それに応ずる必要がある。

9 応募先

公告に定める。

10 応募期間

公告に定める。

11 ヒアリング

公益社団法人国土緑化推進機構(以下「国土緑化推進機構」という。)は、申請内容等の確認のために、申請団体を対象とした聞き取りを行う。

12 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について有識者等による選考委員会及び事業審査会で審査の上、運営協議会及び国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申請者に7月1日付けで通知(規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請内容について修正を加え、又は条件を付することができる。

13 その他

(1) 交付金の交付等に係る事項は、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。

(2) 採択された事業の実施にあたっては、次の事項に留意する必要がある。

① 採択時に示される留意事項を確認・実行するとともに、指示された資料等を期限までに速やかに提出すること

また、事業を実施する中で、事業内容の変更、経費科目の変更等を行わざるを得ない事情が生じた場合は、事前に速やかに連絡すること

② 採択された事業が緑の募金事業であることがわかるよう、看板、標柱、事業に関する制作物(団体HPや会報誌、ポスター、チラシ、配付資料、報告書等)に公益社団法人国土緑化推進機構「緑の募金」から支援を受けている旨明記し、ロゴマークを掲示すること

また、採択時に配布するステッカー及び横断幕を活用し、周知に協力すること

③ 緑の募金箱の設置、森づくりイベントでの募金活動の実施、「緑の協力員」の登録に積極的に協力すること

④ マスコミ、地方自治体、商工会、学校、保育所、幼稚園等、関連団体と連携し、積極的かつ効果的な広報と事業展開に努めること

- ⑤ 安全作業の励行に努め、重大災害に結びつく可能性のある機械・器具の使用にあたっては、必要な安全教育等を実施すること
- ⑥ 「持続可能な開発目標」(SDGs)との関係を明確にし、その達成に確実に貢献すること
- ⑦ 国民参加の森林づくり運動「フォレスト・サポーターズ」の推進に努めること
- ⑧ 可能な限り毎年3月21日の「国際森林デー」、「山の日」、毎年9月第3日曜日の「森林ボランティアの日」の前後の事業実施に協力すること